



平成 29 年 11 月 10 日

各 位

会 社 名 細 谷 火 工 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 細 谷 穰 志  
(JASDAQ : コード 4274)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 理 部 長 濱 中 綱 雄  
(TEL : 042-558-5111)

### 単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更について

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において、普通株式の売買単위를 100 株に統一することが示されていることを踏まえ、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図るため、単元株式数の引き下げを行うものです。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 29 年 12 月 1 日

(ご参考)

上記変更に伴い、平成 29 年 12 月 1 日をもって東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されます。

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は次の通りです。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 2 章 株式</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 2 章 株式</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当会社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第 7 条の変更は、平成29年12月1日に効力が発生するものとし、同日をもって本附則を削除する。</u></p>

##### (3) 効力発生日

平成 29 年 12 月 1 日

以 上